

# エコアクション21 2022年度 地域事務局主催による集合勉強会 「アクセラレーションプログラム」(AP) 実施及び補助要項

2022年5月  
一般財団法人持続性推進機構  
エコアクション21中央事務局長

## 1. 目的

エコアクション21中央事務局（以下「中央事務局」という。）は、新規認証・登録事業者数を減少傾向から増加傾向へ押し上げる普及促進のため、既存の自治体イニシアティブ・プログラム及び関係企業グリーン化プログラムに加え、新たに「エコアクション21地域事務局」（以下「地域事務局」という。）が主催となって集合勉強会を実施する「アクセラレーションプログラム」（以下「AP」という。）を試行する。

本要項は、2022年度APを実施するにあたり、申込等に必要な事項を定めるとともに、補助に関し必要な事項を定める。

## 2. 実施概要

- 期 間：2022年4月～2023年3月の間に適宜実施
  - 主 催：地域事務局
  - 協 力：中央事務局
- ※年度内に複数のAPを実施することは可とする

## 3. 実施内容及び補助要件等

### (1) 地域事務局が単独で主催するケース

#### 1) 実施要件

- ① 1APにつき、申込時に3以上の事業者の参加があること。
- ② 第1回目の勉強会開催前に申込手続きを完了していること。なお、申込以降のプログラムへの途中参加は不可。
- ③ 初回勉強会は、全ての参加事業者が第1回目の勉強会として参加すること（原則として、全ての参加事業者のスタートラインが同じであること）。
- ④ 主催者として、主に以下の業務を行うこと。
  - 参加事業者の募集
  - 参加事業者名簿の取りまとめ
  - 4回以上の勉強会の開催（会場、講師の手配、資料の準備等を含む）
  - 参加事業者との連絡調整
  - プログラム実施の過程で、適宜、参加事業者へのヒアリング等を行い、参加事業者の意向等を適切に把握するよう努めること

## 2) 補助額

- 1 APにつき、10万円とする。
- プログラム参加事業者の認証・登録料の40%（地域事務局委託料の登録料の50%とは別）。

## 3) 補助要件等

- ① 第1回目の勉強会実施日から、概ね1年以内に勉強会最終回を終了していること。
  - ② 10万円の補助については、当該プログラムの申込時点の対象事業者リストに名前のある事業者であって、最終勉強会実施の日から概ね1年以内に認証・登録に至った事業者が3社以上あること。
  - ③ 認証・登録料40%の補助については、当該プログラムの申込時点の対象事業者リストに名前のある事業者であって、最終勉強会実施の日から概ね1年以内に認証・登録に至った事業者であること（概ね1年を経過した後、認証・登録に至った場合は、認証・登録料の40%補助は支給されない）。
- ※ ②の要件を満たせなかった場合でも、③の要件を満たした事業者については、認証・登録料40%の補助を行う

## (2) 地域事務局が地域金融機関と共催するケース

### 1) 実施要件

- ① 1 APにつき、申込時に5以上の事業者の参加があること。
- ② 第1回目の勉強会開催前に申込手続きを完了していること。なお、申込以降のプログラムへの途中参加は不可。
- ③ 初回勉強会は、全ての参加事業者が第1回目の勉強会として参加すること（原則として、全ての参加事業者のスタートラインが同じであること）。
- ④ 当該地域金融機関との連携事業であるエビデンス（例：当該地域金融機関と地域事務局の両者が連名で主催となっている開催通知等）を提出すること。
- ⑤ 主催者として、主に以下の業務を行うこと。
  - 参加事業者の募集
  - 参加事業者名簿の取りまとめ
  - 4回以上の勉強会の開催（会場、講師の手配、資料の準備等を含む）
  - 参加事業者との連絡調整
  - プログラム実施の過程で、適宜、参加事業者へのヒアリング等を行い、参加事業者の意向等を適切に把握するよう努めること

## 2) 補助額

- 1 APにつき、10万円とする。
- プログラム参加事業者の認証・登録料の40%（地域事務局委託料の登録料の50%とは別）。

### 3) 補助要件等

- ① 第1回目の勉強会実施日から、概ね1年以内に勉強会最終回を終了していること。
  - ② 10万円の補助については、当該プログラムの申込時点の対象事業者リストに名前のある事業者であって、初回勉強会実施の日から概ね1年以内にエコアクション21ガイドラインの要求事項を満たす環境経営レポートを作成した事業者が5社以上あること。
  - ③ 認証・登録料40%の補助については、当該プログラムの申込時点の対象事業者リストに名前のある事業者であって、最終勉強会実施の日から概ね1年以内に認証・登録に至った事業者であること（1年を経過した後、認証・登録に至った場合は、認証・登録料の40%補助は支給されない）。
- ※ ②の要件を満たせなかった場合でも、③の要件を満たした事業者については、認証・登録料40%の補助を行う

## 4. 申込書等の提出

- ① 申込みにあたっては、以下を中央事務局に電子メールで提出すること。
  - 申込書（様式1）
  - 地域金融機関と共催するケースでは、当該地域金融機関との連携事業であるエビデンス
  - 本プログラムに参加する事業者のリスト（様式2）
  - 実施計画書（様式3）※初回の勉強会実施日時は必ず記載すること
- ② 当該AP終了後、速やかに（2週間程度後までに）プログラムの実施結果を取りまとめた実施報告書（様式4）を電子メールで提出すること。
- ③ 地域事務局が地域金融機関と共催したAPにおいては、参加事業者の環境経営レポート（5社以上）を中央事務局に電子メールで提出すること。

## 5. 補助額の算出及び請求

地域事務局は、第3項に基づき、対象となるAP（10万円の補助）及び当該事業者（認証・登録料40%の補助）について補助金を算出し中央事務局へ請求する。請求書（様式5）は1AP毎に作成する。

## 6. 補助金の支払い

中央事務局は、第5項に基づく請求書の内容を確認し、適切であると認められた場合は、地域事務局に対して、請求のあった月の翌月の末日までに補助金を支払う。

## 7. プログラムの中止等

天災地変その他止むを得ない事由により、プログラムの実施が困難となった場合は、地域事務局が既に支出した経費（講師謝金、旅費、会場費、資料等印刷費等）の内、中

中央事務局が認めたものに限り、中央事務局がこれを負担するものとする。

## 8. アンケート調査等の実施

中央事務局は、プログラムの参加事業者リストに名前のある事業者であって認証・登録に至らなかった事業者に対して、今後の改善に資するためのアンケート調査を実施する場合がある。

## 9. 禁止事項等

### 1) 担当審査員の選任

地域事務局は、プログラム参加事業者の登録審査等における担当審査員の選任にあたっては、エコアクション21審査員倫理規程3-4項で規定している期間は、当該事業者の講師を務めた審査員を選任することはできない。

### 2) 地域事務局員の勉強会講師の担当

地域事務局員は、自らが担当地域事務局となるプログラムにおける講師（「全体説明」を除く）を務めることはできない。

### 3) 個別コンサルティング等

プログラム参加事業者が有料の個別コンサルティングを希望した場合、地域事務局は、必ずその必要性、適切性等を確認し、審査員のみ判断、審査員と事業者のみの合意でコンサルティングが実施されることがないようにするとともに、そのことを審査員に周知する。

### 4) 個人情報の取扱

担当事務局、講師担当審査員、審査担当審査員等は当該プログラムで知り得た事業者情報及び個人情報を当該プログラム実施以外の目的（営業行為等）で使用してはならない。

以上